

## 確定版（公開用）

### 第7期 第8回 川口市自治基本条例運用推進委員会 会議録

会議の名称	第7期 第8回 川口市自治基本条例運用推進委員会
開催日時	平成30年2月6日（火）午後6時30分から午後7時30分
開催場所	中央ふれあい館2階特別会議室
出席者	齋藤委員長、田村副委員長 稲川委員、松本委員、竹本委員、植木委員、森委員、内山委員、岡田委員、板橋委員、戸部委員、小林委員 （ゲスト）川口市総務部行政管理課 （傍聴者）2名
会議内容	<p>■ 開 会</p> <p>○議 事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川口市市民参加条例について</li> </ul> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務連絡</li> </ul> <p>■ 閉 会</p>
会議資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次第</li> <li>2 席次表</li> <li>3 川口市市民参加条例について</li> <li>4 平成28年度意見聴取の実施状況について</li> <li>5 平成28年度意見提出の状況</li> <li>6 前回議事録の確定版</li> </ol>
発言内容	<p>■ 傍聴について</p> <p>事務局長（企画経営課長）</p> <p>川口市の審議会は原則公開となっており、傍聴希望者がいる場合は、会議の冒頭で傍聴者の入室について諮る。なお、傍聴者は、「傍聴要領」に従い傍聴をお願いし、会議の途中で傍聴希望者が来た場合は、所定の手続き後に入室していただく取り扱いとしたい。</p> <p>これより、傍聴者希望者2名に入室をしていただく。</p> <p style="text-align: center;">－ 全員異議なく了承 －</p> <p>■ 開会（午後6時30分）</p> <p>事務局長（企画経営課長）</p> <p>定刻となったので開会する。本日の出席者は12名で、この会議は成立となる。それでは議事の進行を委員長にお願いしたい。</p>

#### 委員長

それでは議事にしたがって進めたい。

前は、川口市協働推進条例について担当部局である市民生活部協働推進課より説明をしていただいた。

今回は川口市市民参加条例について、担当部局である総務部行政管理課より説明をお願いしたい。

#### ゲストスピーカー

それでは、川口市市民参加条例について説明させていただく。

川口市市民参加条例は、川口市自治基本条例第7条第5項の規定に基づき、市民の市政への参加のための基本的な事項を定めた条例である。市政の運営に対して、市民が自ら意見を表明し市政に参加する権利を保障することで、市政の主権者である市民が、市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを目的としている。本条例は平成24年4月1日から施行された。それ以前は、パブリックコメント手続や審議会等の会議公開に関することなどについては、個別の要綱に基づいて運用されていたが、条例として定めたことで、市政への参加に関する仕組みが公表されることとなり、市民の方々にとってわかりやすく、利用しやすいものになったと考えている。また、執行機関についても、これらの手続きが必要なものであるということを、改めて意識させるという効果もあったと感じている。そして、本条例に基づき、市民参加の予定や行われた市民参加の結果については、毎年度、公表することとなった。

次に策定までの経緯について説明させていただく。まず、平成21年4月に本市における最高規範と位置づけられる「川口市自治基本条例」が施行された。平成22年10月に、市民参加制度に関する課題の把握や整理等を行うため、川口市の職員から選定された委員で構成された「川口市市民参加制度検討委員会」が設置された。平成23年4月に同検討委員会で検討された事項を基に市民参加制度を条例化するため、学識経験者や知識経験者、民間団体選出者及び公募市民からなる「川口市市民参加条例策定委員会」が設置された。同策定委員会による検討を経て、平成24年3月に川口市市民参加条例（案）が議会に提出・可決され、同年4月より川口市市民参加条例が施行された。

次に、市民参加制度検討委員会についてであるが、市民参加条例策定にあたり、川口市の職員から選定された委員が市民参加制度の課題の把握及び整理を行うために設置され、平成22年10月から翌23年2月までの期間に5回の会議が行われた。

同検討委員会では、市民参加制度の研究のため、他市の制度研究をはじめとする市民参加制度の調査・討議が行われ、市民参加条例策定のための基本的な内容が報告書としてまとめられた。

次に、市民参加条例策定委員会についてであるが、市民参加条例策定のために、市長の諮問に応じ、条例に規定すべき事項その他条例案の策定に関し市長が必要と認める事項について調査審議を行うために設置された。市民参加条例策定には様々な意見が必要となることから、学識経験者・知識経験者・民間団体選出者・公募市民など、様々な背景をもつ委員15名により構成されていた。

また条例策定にあたり、広く市民の方々のご意見を聞く必要があることから、パブリックコメント手続も実施された。平成23年12月1日から31日までの期間に、9人の方々から87件のご意見を頂いた。

次に、市民参加についてであるが、「川口市市民参加条例」では、市民参加を「市政の運営に対して、市民が自ら意見を表明し市政に参加すること」と定義しており、条例第5条では、市民参加は「意見聴取」と「意見提出」により行うと定められている。「意見聴取」は、市が事業を行うにあたって市民の意見を収集することを言い、「意見提出」は、意見聴取に基づかず、市民が市政に対する意見を市に提出することを言う。原則として、意見聴取については課ごとに、意見提出については部ごとに、それぞれ取りまとめの上、市民参加の予定及び結果を随時ホームページ上で公表している。また、本条例所管課である行政管理課において、市民参加の予定及び結果について、毎年度分を取りまとめて5月頃にホームページ上に公表している。

次に、意見聴取についてであるが、市民参加の方法のひとつであり、川口市市民参加条例第6条では、意見聴取を行わなければならない場合が定められている。川口市における基本方針を定める場合や市民生活に重大な影響を与えるもの、市民に義務を付したり、権利を制限するような場合に意見聴取を行う必要がある。例外として、緊急を要する場合や、他の制度で意見聴取を行うことが決められている場合、本市に裁量がない場合などのときには、意見聴取を行わないことが可能と定められている。また、川口市市民参加条例第7条では、意見聴取の手段として、パブリックコメント手続、説明会又は懇談会、アンケート調査、附属機関等の会議、その他効果的な方法という5つの手段を定めている。これらの手段から、一つ以上、適していると考えられる手段で意見聴取を行うことが必要とされている。

これまでの意見聴取結果の件数と回数の中で、附属機関等の会議が突

出して多いが、これは、介護保険課で行う介護保険認定審査会がほぼ毎日行われているため、回数が多くなっているものである。その他の方法については、フォーラムや出前講座が意見聴取の手段として活用されている。

資料2において、平成28年度の意見聴取の実施状況を詳しく記載している。市の基本方針のような市全体に関わることについては、パブリックコメント手続がとられている。工事に関する事など、地区単位で市民への説明を行う場合などには、説明会や懇談会などの手段がとられている。アンケート調査については、広く多くの市民の方から意見を得ることができ、既に実施した事業に対する評価を確認するためとしても活用できる手段である。附属機関等の会議については、学識経験者や市民の代表者を委員として意見をいただいている。委員の任期や委員定数が定められているので、特定の委員による限られた意見聴取の手法になるが、附属機関から出される報告等には貴重な意見が数多く反映されているものと考えている。

次に、意見提出についてであるが、前述の「意見聴取」によらない市民参加の手段である。方法としては市長への手紙や、各部・各課に直接的に要望を行うことなどがある。意見提出があった場合には、市は誠実に回答するよう努めなければならないが、また、これに対する考え及び対応の結果を公表する必要がある。意見提出の結果として、これまでの件数を一覧にしているが、年度ごとに多くの意見を頂いている。件数は市長への手紙や各部・各課への要望など、様々な手段による意見提出を合算したものになる。

資料3において、平成28年度に意見提出をされたものの内、主なものが部ごとに記載されている。平成28年度には合計631件の意見を頂いている。

最後に、条例が施行されて6年になり、多くの市民の方々に市政に参加をしていただいていると考えている。よりよい自治体運営のため多くの市民の方々の意見を聴き、市政に活用していくことは大切なことであると感じている。今後とも、この市民参加の仕組みの維持と改善に努めて参りたいと考えている。

説明については以上となる。

委員長

ただいまの説明について、何か質問や意見があればお願いしたい。

委員

意見提出において、匿名のものはあるのか、匿名の場合はどのような対応をするのか。

ゲストスピーカー

匿名のものもある。匿名の場合は回答をしていない。名前と連絡先を頂いた方には回答している。

委員

意見提出の結果について、平成25年度の件数が極めて少ないが、理由を分析しているか。

ゲストスピーカー

毎年、各部課に提出された意見を合算したものであり、分析はしていない。

委員

意見聴取は市側が市民の意見を取りに行くもので、意見提出は市民が自ら意見を提出するという理解でよいか。

ゲストスピーカー

その通りである。意見聴取については市のほうで意見を頂く場を設定する。意見提出については市民から自発的に意見を提出していただくという違いである。

委員

意見聴取について、毎年必ず行っているものはあるか。

ゲストスピーカー

計画に対するアンケートなどは、数年毎に定期的に行うようなものがある。公募委員が参加している審議会は定期的に会議を開催している。

委員

意見提出の件数は、平成25年を除いて毎年増えているが、市民参加条例の効果が出てきているということか。

ゲストスピーカー

その年によって事業の違いなどもあるため、一概に毎年増えているかどうかの比較は難しいが、市民の方から意見を聴くという仕組みは整備されてきているのではないかと考える。

委員

意見提出の件数について、市長への手紙が多数を占めているのか。

ゲストスピーカー

市長への手紙が、意見提出の方法として確立されているので件数は多いかもしれないが、担当部局への直接の意見提出も積み上げていくと多くある。

委員

市民参加条例策定時のパブリックコメントにおいて、9人で87件とあったが、平成28年度631件のうち人数は何人なのか。同じ人が多く質問している傾向はないのか。

ゲストスピーカー

件数は把握しているが、人数までは把握していない。分析はしていないが、特に興味がある方や、ある特定の案件に対する場合もあるため、同じ人が質問をするという傾向は考えられる。

委員長

条例策定後に市民が参加しやすくなったと感じた根拠はあるのか。

ゲストスピーカー

条例施行前後の件数を比較して分析することはしていないが、条例ができ、意見提出等の手法が明確になったことによって、市民にとってわかりやすくなったのではないかと感じている。

委員長

市民参加の定義についてであるが、例えば過去にOECD加盟国に調査した結果では、参加の内訳として情報提供、協議、協働の3つが報告されている。川口市市民参加条例においては、意見聴取と意見提出ということで情報提供と協議に分類できるが、協働は市民参加に含まれてい

ないのか。

ゲストスピーカー

協働については、前回説明があった協働推進条例が担っていると認識している。本市の市民参加条例においては、意見聴取、意見提出の場を整え、意見交換を行うことが役割であると考えている。

委員長

意見提出を受け付けた場合のフィードバックの方法は明確にルール化されているのか。

ゲストスピーカー

市長への手紙については、匿名ではなく、提出した方がはっきりとわかる場合は、本人に回答することとなっている。各部課への直接的な要望等の場合は、要望の内容により意見提出として判断できるものは、市長への手紙と同様に本人に回答するとともに、ホームページに公表することとなっている。

委員長

市長への手紙も、各部課への直接的な要望等も、市全体に関わるものは公表するということか。

ゲストスピーカー

どちらも意見提出として受け付けたものに関しては公表するということになっている。意見提出の取り扱いについては、意見提出として受け付けるかどうかの判断が事業の内容によることもあり、条例所管課では判断ができない場合もあるため、担当する部ごとにとりまとめて回答するようにしている。

委員

市民からの意見によって実際に市政に反映された事例はどのくらいあるのか。市の方向性を変えるような結果になったことはあるのか。

ゲストスピーカー

具体的な事例は把握できていないが、パブリックコメント手続きなどを実施した場合に、条例の案文が変わることなどはある。

委員

アンケートについて、誰を対象に実施しているのか。

ゲストスピーカー

事例によって対象は変わる。例えば市全体に及ぶようなアンケートについては、本市に住所がある方の中から無作為に抽出することが多いように感じる。他にも、対象区域の方全員、若しくは無作為に抽出する場合や、年齢階層に分けて抽出する場合など、事業によって対象や抽出方法の違いがある。

委員

意見提出の状況を見ると、部によっては細かい内容のものが記載されているが、意見提出かどうかの判断は部によって違うということか。

ゲストスピーカー

そのとおりである。事業によってどう捉えるかの判断の差が出てくるので、一つのくくりとして部ごとに判断し取りまとめている状況である。

委員長

各部署によって対応の違いは出てくるが、根幹となる対応方針はあるのか。

ゲストスピーカー

場合によっては対応方法を細かく記載している事務処理要領を作成しており、各部署に周知している。

委員長

単純な件数の合計ではなく、処理の類型に応じた統計はないのか。

ゲストスピーカー

そのようなものは作成していない。どのような場合に意見として回答、公表するのか、実際に判断するための考え方を事務処理要領で示している。

委員長

意見が出されたものをデータベース化していけば、自ずとどういう対

応をするか導き出されるのではないか。個々の類型ごとにどのような事案でどのような回答をしたのかを把握していれば、事務処理の効率化が図れるのではないか。

#### ゲストスピーカー

全体を取りまとめた段階では分類はしていない。実際に対応する部によっては分類しているかもしれないが、具体的に把握はしていない。

#### 委員

意見提出の理財部に係わるものについてであるが、入札に係わる内容が多く、一般的な市民の意見というよりも、建設業者や組合など特定の団体の意見のように感じるが、どのような対応をしているのか。

#### ゲストスピーカー

意見提出の取り扱いは各担当部に委ねている。資料3においては、件名しか記載されていないが、意見提出と判断したものに対しては、提出された意見の内容、それに対する市の考え方、対応を公表している。

#### 副委員長

参加条例の参加の意味は意見を聴取することだとの説明であったが、苦情のようなものはどう取り扱われてきたか。また、苦情と意見との区別が難しいということだが、今後どのような対応を考えているのか。

#### ゲストスピーカー

意見の取り扱いは、事業担当部課が事業の目的や意味に照らして判断しているが、苦情であるから意見ではないというスタンスではなく、苦情であっても、事業や計画に対してのものであれば意味のある意見であると考え。意見の取り扱いの判断については、全ての事案に対して行政課が対応するのは難しいため、事業担当部課での判断としている。

#### 副委員長

現在の市民参加条例は、自治基本条例を制定する過程での議論を踏まえて策定されている。苦情処理も含めて、今後のあり方、条例改正の議論などはあるのか

ゲストスピーカー

条例改正の具体的な話はない。苦情処理も含めて、意見の取り扱いについては市全体で画一的な見直しの検討が今後必要であると感じている。また、意見の取り扱いについて職員に周知すること、市民参加の仕組みを市民にPRすることも必要であると感じている。

副委員長

意見聴取の方法として附属機関等の会議があり、回数が多いのは介護保険認定審査会が含まれているという話であった。介護保険認定審査会の委員に、専門職ではない市民の方を選任し意見を言ってもらうことを念頭においているのか。

ゲストスピーカー

介護保険認定審査会の委員構成については、担当課で規定しており、公募委員を選任することを条例で規定しているわけではない。介護保険認定審査会が附属機関等に分類されるため、附属機関等の会議開催回数として含まれている。

副委員長

介護保険認定審査会は、専門的な判定を有するものであるため、市民参加条例における意見聴取としての分類はそぐわないのではないかと感じる。会議開催回数は多いが、性質が異なるものが含まれているため今後整理が必要ではないかと感じる。介護保険認定審査会の会議のほかに回数が多いものはあるのか。

ゲストスピーカー

附属機関等の分類については、全体の構成など今後精査することを検討していきたいと思う。その他の会議については、総合計画審議会、情報公開・個人情報保護等審査会、協働推進委員会、社会福祉保険審議会などがある。

副委員長

情報公開・個人情報保護等審査会は、不服申立て審査機関であるから意見聴取とは異なるのではないか。附属機関開催の回数は突出しているが市民参加条例に基づく意見聴取という形のものそれほど多くないのではないか。やはり今後精査していただく必要があると感じる。

	<p>委員長</p> <p>自治基本条例に基づき、個別条例として市民参加条例が策定され、執行機関がやるべきことを明確にしたため、策定前よりは明らかにわかりやすくなり、管理をする体制が整備された。参加を保障しようという姿勢も感じられる。</p> <p>委員</p> <p>やはり附属機関の内容の精査は必要だと感じた。意見提出の中で、情報提供しているようなものがある。公平性において難しいところもあるが、このような情報提供の広報や、川口駅前オーロラビジョンで紹介するなど反映していければ、意見提出したものにも張り合いが出るように感じる。</p> <p>委員長</p> <p>今日は自治基本条例を改正すべきか否かを考える一つの素材として、自治基本条例が制定を求めた市民参加条例がどのようなものかの説明をしていただいた。</p> <p>本日の議事はここまでとしたいが、他に何かあるか。</p> <p>－ 委員からなし －</p> <p>委員長</p> <p>それでは、その他で事務局からあればお願いしたい。</p> <p>事務局（企画経営課長）</p> <p>事務局から次回以降の日程について、事務連絡をしたい。</p> <p>来年度の日程について、現在調整中である。日程が決まり次第ご連絡させていただきます。</p> <p>齋藤委員長</p> <p>それでは本日は以上で閉会とする。</p> <p>■ 閉会（午後 7 時 3 0 分）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
次回日程	日時、場所については後日調整